

教職第1399号
平成18年3月31日

各市長村教育委員会教育長
各市長村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

埼玉県教育委員会教育長

学校職員の地域手当の運用について（通知）

最終改正 平成27年3月27日教職第1366号・

地域手当の運用について下記のとおり定めたので、平成18年4月1日以降は、これによってください。

なお、これに伴い、学校職員の調整手当の運用について（平成10年3月31日付け教職第578号）は廃止します。

記

条例第9条の2及び規則附則第2項関係

学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「条例」という。）第9条の2第2項第1号の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年埼玉県条例第69号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第10項の規定により読み替えられており、学校職員の地域手当に関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第31号。以下「規則」という。）附則第2項の規定によるものとされている。

条例第9条の2及び規則附則第3項関係

条例第9条の2第2項第2号の規定による割合については、平成30年3月31日までの間は、平成26年改正条例附則第10項の規定により読み替えられており、規則附則第3項の規定によるものとされている。

規則第5条関係

1 条例第9条の2第2項の「給料、扶養手当及び管理職手当の月額」は、次の各号に定めるところによる。

一 条例第11条の規定において準用する職員の給与に関する条例（以下「職員条例」という。）第13条、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第12条第2項、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第32条又は職員の修学部分休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第9号。以下「修学部分休業条例」という。）第3条第1項の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の額とする。

二 休職者の場合には、条例第13条の規定において準用する職員条例第21条に規定する支給率を乗じない額とする。ただし、管理職手当は、同条第1項に規定する場

合を除き、地域手当の月額の算出の基礎とはしない。

- 2 国及び他の地方公共団体の機関、民間企業等（次項において「国等の機関等」という。）で研修を命じられた学校職員の地域手当の支給割合については、原則として当該職員が在職している在勤公署の所在する区域又は地域の支給割合によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第2条に規定する地域に所在する国等の機関等で、相当長期にわたる研修を命じられ、その研修の形態から特に必要と認められるものとして埼玉県教育委員会が定める学校職員の地域手当の支給割合については、規則附則第3項に定める割合とすることができる。
- 4 条例第11条の2の規定において準用する職員条例第18条第1項の「これに対する地域手当の月額」及び同条第2項の「給料の月額に対する地域手当の月額」並びに修学部分休業条例第3条第1項の「これに対する地域手当」の月額とは、給料の月額に条例第9条の2第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
- 5 この通知により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認められるときは、その都度埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議するものとする。

規則附則第4項関係

平成27年3月31日以前から引き続き規則第2条に規定する地域以外に所在する国等の機関等で研修を命じられた学校職員で、平成26年改正条例第2条による改正前の条例第9条の2第2項第2号の規定による支給割合の適用を受けていたものの地域手当の支給割合は、当該研修を終えるまでの間は、平成26年改正条例第2条による改正前の規定に基づく支給割合を適用する。